

年末年始のふれあいバス・はなももバスの運行について

ふれあいバス

令和3年12月29日(水)～令和4年1月3日(月)は土日祝日ダイヤで運行します。

はなももバス

令和3年12月29日(水)～令和4年1月3日(月)は運休します。

なお、令和4年1月4日(火)～1月7日(金)の予約受付期間は下記のとおりです。

(受付時間に変更はありません)

運行日	1月4日(火)	1月5日(水)	1月6日(木)	1月7日(金)
予約可能 期間	12月21～24日 12月27、28日 1月 4日	12月22～24日 12月27、28日 1月 4、5日	12月23、24日 12月27、28日 1月 4～6日	12月24日 12月27、28日 1月 4～7日

【お問い合わせ】 はなももバス予約専用ダイヤル ☎22-1131
 揖斐川町役場政策広報課 ☎22-2111
 揖斐タクシー株式会社 ☎22-1244



電車で通学する高校生の 定期券代の一部を補助しています



対 象 者：養老鉄道および樽見鉄道の通学定期券を購入し、通学する町内在住の高校生
 (令和3年4月現在)

補 助 額：購入金額の1/3(100円未満切捨て)

申請方法：補助金交付申請書に下記の書類を添付して、政策広報課窓口へ提出

- ① 学生証または在学証明書
- ② 購入した通学定期券の写し



【お問い合わせ】 揖斐川町役場政策広報課 ☎22-2111(内線112)

過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除について

揖斐川町の全域が過疎地域に指定されたことにより、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と揖斐川町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、以下の条件により固定資産税が課税免除されます。なお、土地・建物・償却資産(機械及び装置)ともに、直接生産工程に供する部分のみが対象となり、また課税免除の特例を受けるためには、免除申請が必要となります。

1. 対象となる業種

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業

2. 課税免除の対象となる設備

所得税又は法人税について租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号又は第45条第2項の表の第1号の規定(特別償却)の適用を受ける設備に限られます。

【主な適用要件(参考)】

ア 所得税又は法人税について、青色申告書を提出していること。

イ 揖斐川町内で、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売所又は旅館業の用に供する設備(一の設備を構成する減価償却資産の取得価格の合計額が下表の要件を超えるものに限る。)を取得等(取得又は制作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増改築、修繕又は模様替え。)のための工事を含む。

対象業種	資本金の規模		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業、旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
情報サービス業等、 農林水産物等販売業	500万円以上		

※資本金の規模が5,000万円超の法人は、新增設に係る取得等に限られます。

ウ 土地については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする上記イに該当する当該家屋の建設の着手があった場合に限られます。

3. 免除される税額

設備等を取得後、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分。

4. 申請方法

課税免除を受けようとする場合は、毎年1月31日(土曜日又は日曜日のときは翌月曜日)までに、所定の様式による課税免除申請書を揖斐川町役場税務課へ提出してください。

【例】

時 期	A 社	税務課
R3.6.30	設備の取得等	
R4.1.31	償却資産の申告 課税免除の申請	→
R4.4以降		← 固定資産税の納税通知 課税免除の決定



5. 提出・お問い合わせ

揖斐川町役場税務課 TEL22-2111

令和4年10月支給分の児童手当制度が一部変更になります

現在児童手当・特例給付を受給中の方は、令和4年6月の児童手当法改正により、
支給に係わる新たな所得上限額が設けられます。
⇒ 所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

令和4年10月支給分より、児童を養育している方の所得が②(下記表)以上の場合、
児童手当等は支給されなくなります。

●所得が下記表の①(所得制限限度額)未満の場合

→児童手当が支給されます。
(3歳未満:15,000円、3歳以上小学校修了前:10,000円(第3子以降:15,000円)、中学生:10,000円)

●所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合

→法律の附則に基づく特例給付が支給されます。
(児童1人当たり月額一律5,000円)

●所得が②(所得上限限度額)以上の場合

→児童手当及び特例給付は支給されなくなります。



扶養親族等の数 (カッコ内は例)	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
0人 (前年末に児童が 生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下 の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下 の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下 の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下 の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

児童手当等が支給されなくなったあと所得が
②を下回った場合、

**改めて認定請求書の提出等が
必要となります。**

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族
(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を
除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等
でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの
数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)
は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上
の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を
加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あく
まで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除
等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

クリスマスケーキご予約承り中

Yショップナカムラ限定!! 2,900円以上のケーキご注文のお客様に選べるプレゼント

A:フライドチキン2本セット
B:お皿セット
C:手作りサンドイッチ券500円分
A・B・Cの中から
お好きなもの
1つ選べます
2,160円以上のケーキご注文のお客様に保冷バッグプレゼント!!
ご予約締切日12月9日(木) 締切後もお尋ねください

○サンドイッチ・オードブル各種 ○年賀印刷も承っております!!

中学入学準備はお済ですか?

★軽くて動きやすいカンコー学生服 ★ミラクルストレッチ生地で体にフィットし、動きやすいセーラー服
大変お得な特典付きです。入学用品は全て揃えています。お電話お待ちしております。

Yショップナカムラ

TEL:0585-21-0157

揖斐厚生病院南側にあります

子どもたちの未来のために 「通学路への防犯カメラ」 運用を開始しました

子どもたちが安心して通学できるように通学路への防犯カメラの設置を開始し、令和3年11月8日(月)、清水地内で10箇所を運用を始めました。今後、カメラの設置を進め、令和6年度までに、約70箇所の運用を開始する予定です。

業務上知り得た情報は厳正に管理し、皆さんのプライバシーは保護します。



▶設置されたカメラについて
説明を受ける岡部町長

【お問い合わせ】

揖斐川町役場総務課

TEL 22-2111 (内線121)

ごみ収集、し尿汲み取りの お知らせ

○年末年始のごみ収集日程について
年末年始のごみ収集は次のとおりです。

なお、令和4年1月のごみ収集の詳細については、広報1月号ぐらしのカレンダーをご覧ください。

揖斐川地域(生ごみ収集日程)

12月27日(月)、30日(木)

令和4年1月2日(日)

谷汲地域(もやすごみ収集日程)

12月27日(月)、30日(木)

令和4年1月4日(火)

春日地域(もやすごみ収集日程)

12月27日(月)、30日(木)

令和4年1月4日(火)

久瀬地域(もやすごみ収集日程)

12月28日(火)、30日(木)

令和4年1月4日(火)

藤橋地域(生ごみ収集日程)

12月27日(月)、30日(木)

令和4年1月4日(火)

坂内地域(もやすごみ収集日程)

12月27日(月)、30日(木)

令和4年1月4日(火)

○し尿汲み取りはお早めに

年末年始は、し尿汲み取りの依頼が殺到します。お早めに申し込みをお願いします。申し込みについては次のとおりです

揖斐川地域

(有)揖斐川清掃

TEL 22-0506

谷汲地域

(株)富士

TEL 058-323-0485

春日地域

(有)揖斐川清掃

TEL 22-0506

久瀬地域

中央清掃(株)

TEL 0584-27-6181

藤橋地域

(株)西美濃環境

TEL 058-215-6800

坂内地域

トバナ産業(株)

TEL 058-398-3807

冬期のごみ収集、し尿の汲み取りは天候の都合により時間のかかる場合もあります。

ご理解協力をお願いします。

【お問い合わせ】

揖斐川町役場住民生活課

TEL 22-2111 (内線222)

または各振興事務所

令和3年度 西濃環境整備組合 職員募集案内について

西濃環境整備組合は来年度採用予定の職員を募集します。

■採用年月

令和4年4月

■募集職種

技術職員(一般行政職)

■職務内容

ごみ焼却施設の運転・保守・維持管理業務

■募集人員

若干名

■受験資格

平成4年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法に基づく大学・短期大学・高等学校を卒業した方、又は、令和4年3月31日までに卒業する見込みの方

■試験期日等

①第1次試験

教養試験(120分)・事務適正検査(10分)

期日 令和4年1月16日(日)

場所 西濃環境整備組合2階会議室

②第2次試験

口述試験・作文試験

期日 令和4年2月上旬頃予定

※第1次試験の合格者へ別途通知します。

■受付期間

令和3年12月1日(水)から

12月23日(木)までの平日

※8時30分～16時30分の間

■提出書類

①職員採用試験申込書

(組合指定様式) 1通

②履歴書(組合指定様式) 1通

③卒業(見込)証明書

(コピーは不可) 1通

※①及び②の様式は組合HPよりダウンロードできます。

■提出先

〒501-0534 岐阜県揖斐郡

大野町下座倉1375番地1

西濃環境整備組合事務局 総務課

※窓口にて受付

(郵送等での受付は不可)

【お問い合わせ】

西濃環境整備組合事務局 総務課

TEL 0585-32-4153

Information Room

Information Room

重症心身障がい児者等の 相談窓口を設けています

医療的ケアや重症心身障がいをお持ちの方が地域で安心して生活できるよう、看護師資格を持つ相談員が相談をお受けします。（相談無料）

●場所

重症心身障がい在宅支援センター
みらい（医療的ケア児支援センター）
岐阜本所（OKBふれあい会館
5階看護協会内）

●時間

月～金曜 9時～17時

【お問い合わせ】

TEL 058-275-3234

「第73回人権週間」 12月4日から10日まで

Information Room

国際連合は、1948年（昭和23年）12月10日に「世界人権宣言」を採択し、1950年（昭和25年）には、世界人権宣言が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、全ての加盟国および関係機関が、この日を祝賀する日として、人権活動を推進するための諸行事を行っています。

我が国においては、法務省と全国人権擁護委員連合会が、同宣言が採択されたことを記念して、1949年（昭和24年）から、毎年12月4日から同月10日まで「人権週間」を定め、期間中は、各関係機関および団体の協力の下、世界人権宣言の趣旨およびその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

最近では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染者がインターネット上で誹謗中傷を受けたり、様々な嫌がらせを受けたりするなどの人権侵害が多発し問題となっています。皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。

【お問い合わせ】

岐阜地方法務局大垣支局
大垣人権擁護委員協議会
TEL 0584-78-3347

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

①緑ヶ丘住宅 2戸

- ・住 所 揖斐川町和田386番地
- ・建設年度 昭和60年度
- ・中層耐火構造3階建 3DK
- ・駐 車 場 1台
- ・家 賃 16,200円／
- ・その他 浴槽、風呂がまは入居者の持ち込みになります。

②北方奥郷住宅 1戸

- ・住 所 揖斐川町北方13番地
- ・建設年度 平成18年度
- ・耐火構造2階建 3DK
- ・駐 車 場 1台
- ・家 賃 24,700円／
- ・敷 金 家賃の3ヶ月分

■入居条件

- ・現在同居、または同居しようとする親族（婚約者含む）があること。
- ・市町村民税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。

- ・家賃の他に共益費（下水の使用料、共用部分の電気料など）、敷金が必要で。
- ・所得条件あり

※詳しくは、窓口にてご相談ください。

■募集期間

12月1日（水）～15日（水）

※土日祝日を除く

■入居予定日

令和4年1月下旬を予定

③島・さつき（北方）住宅および、谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地域内の各町営住宅は、随時募集をしています。

※詳しくは、窓口にてご相談ください。

【お問い合わせ】

揖斐川町役場建設課
TEL 22-2111（内線316）

令和3年

「年末の交通安全県民運動」

Information Room

■実施期間

令和3年12月11日（土）～20日（月）まで

■運動の重点

- ①夕暮れ時と夜間（特に「魔の時間帯（午後4時から午後8時）」の交通事故防止
- ②子供と高齢者を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- ③高齢運転者等の安全運転の励行
- ④飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

■遵守事項

- ①魔の時間帯は要注意
夕方は、周囲のコントラストがハッキリしません。車両は、早めにライトを点灯し、歩行者の方は、

明るい色の服装で反射材を身に着けましょう。

- ②自転車利用時はヘルメットの着用
万が一の場合に備えて、自転車乗車時は、子供はもちろん、大人もヘルメットを着用しましょう。
- ③高齢により身体能力が低下
加齢に伴って判断力の低下や、視野が狭くなるなどで運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納や、家族での送迎等、事故を防止しましょう。
- ④飲酒運転
年末は、飲酒する機会が多くなりがちですが、飲酒運転は犯罪で危険な行為であることを十分認識して「飲んだら乗らない」を厳守しましょう。

【お問い合わせ】

揖斐警察署 TEL 23-0110

お詫びと訂正

Information Room

広報いびがわ11月号に掲載しましたお名前に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正させていただきます。

【訂正箇所①】

- P4 揖斐郡教育センター日より
（誤）高野 更紗
（正）高野 更紗

【訂正箇所②】

- P9 8020 よい歯の高齢者表彰
（誤）竹中 治通
（正）竹中 治通

10月の
ご長寿さん



この度、次の方が長寿者褒賞を受けられ、長寿のお祝いが贈られました。皆さん、これからお元気で長生きをしてください。



こもり ひさこ さん
95歳(新宮)



すぎはら けさを さん
95歳(脛永)



あらし みつゑ さん
100歳(上南方)

あたたかい善意

◆揖斐川町役場へ

10月29日(金)、明治安田生命保険相互会社岐阜支社より、健康増進事業推進のため、寄付金6万4千円をいただきました。ありがとうございました。



※次の方は、お名前のみ紹介させていただきます。

平井 いせをさん(谷汲名札)95歳



おおし すずみ さん
95歳(東津汲)



ほり テルヲ さん
95歳(東津汲)

Information Room

シルバー人材センター
からのお知らせ

安全講習会を開催しました

センターでは6月に刈払機、11月に剪定の講習会を行いました。これからも安全作業の下、技術力の向上をめざし活動を進めていきます。

お仕事の受付

自分では無理だがプロに頼むまでもない仕事など、お困りのことがございましたらまずはお電話にてご相談ください。お見積りは無料です。

また、派遣事業も行っておりますので、会社等で短期間・短時間だけ人手が必要という時にも、ご相談ください。

(仕事例)

- *草刈り・草取り
- *襖・障子・網戸張り
- *資源ごみ等の分別
- *病院等の付き添い
- *家事援助(洗濯、掃除、窓拭き、食事作り、買い物、片付け等)
- *軽作業
- *社内清掃

■会員募集

12月は今年度最後の説明会となります。興味のある方はご参加ください。

■今月の事業及び入会説明会

●日時 12月7日(火)

10時開始(約一時間)

※要予約

●場所 揖斐川町福祉総合支援

センター2階 会議室
【お問い合わせ】
(公社)揖斐川町シルバー人材センター
TEL 23-0907

Information Room

大垣税務署からのお知らせ

令和3年分確定申告からマイナンバーカードやスマートフォンを利用した申告がさらに便利になります。詳しくは、国税庁HPをご覧ください(下のQRコードから確認できます)。



確定申告会場は、多数の方が来場されるため、大変な混雑が予想されます。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、多くの方が訪れる申告会場ではなく、より安心・安全なご自宅のパソコン・スマートフォンからの「e-Tax申告」をご利用ください。

令和3年分確定申告会場を、大垣市情報工房5階に開設します。

※令和4年2月16日(水)～令和4年3月15日(火)(土日・祝日は除く)
※前年までの申告会場(大垣市民会館)から変更しています。

No. 2

男女共同参画ってなんだっけ？

今月のテーマ
男女共同参画と
コロナ

新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活は一変しました。今月は、コロナという視点から男女共同参画を考えてみます。

昨年4月に1回目の緊急事態宣言が出されましたが、ステイホーム・在宅ワーク・休校休園の影響から雇用情勢が急速に悪化しました。女性の非正規労働者や母子世帯などが特に大きな影響を受けており、同月の女性就業者数は前の月と比べて約70万人減少しています。これは男性の約2倍の数値です。

令和2年の自殺者数を見ると、男性は前の年と比べて23人減少していますが、女性は935人増えています。職業内訳では「主婦」が最も増加しています。コロナ禍で経済問題や育児の悩みなど自殺の要因になりかねない問題が深刻化したことが、女性の自殺増加に影響を与えた可能性があると言分析されています。

また、外出自粛や休業により在宅時間が増えたため、配偶者からの暴力(DV=ドメスティック・バイオレンス)が増加・深刻化しています。全国の配偶者暴力相談支援センターと「DV相談プラス」に寄せられた相談件数を合わせると、令和2年度は19万件を超え、前年度より1.6倍増加しています。

このような女性への深刻な影響の根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、コロナの影響により顕在化したと言われています。一方で、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、在宅勤務の普及は男性の家事・育児等への参画のチャンスでもあります。誰一人取り残さないポストコロナの社会の実現が期待されます。

ひとりで悩まず相談してください。
周りで困っている人がいたら
教えてあげてください。

DV相談ナビ

全国共通短縮番号
#8008

DV相談プラス

■ 電話 0120-279-889 (24時間対応)

■ SNS
※10か国語対応
(12時~22時受付)



■ メール
(24時間受付)



家族で
読んでね

記載の内容は、令和3年版男女共同参画白書(内閣府)

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/index.htmlをもとに作成しました。

除雪作業にご協力ください

◆作業時間にご理解ください

除雪作業は、路線ごとに決められた積雪量を超えた場合、作業を開始します。

朝は通勤、通学前に作業が終了するように行いますが、地域や路線、降雪状況によっては一日中かかることもあります。また、一時通行止めなどの規制を行うこともあります。

◆路上駐車はやめましょう

路上での駐停車は除雪作業の妨げになります。決められた場所に駐停車しましょう。

◆作業中の除雪車は危険！

除雪作業中は危険ですので、絶対に除雪車には近づかないでください。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ】揖斐川町役場 建設課 TEL 22-2111

